

## 薬価基準表への医薬品収載に関する意見

| 医薬品                     | 意見及び理由                                                                                                                                                                         |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| シダー<br>イージーブリード         | 繁殖障害でCIDR、それに伴う処置を給付にしてほしい。                                                                                                                                                    |
|                         | 定時授精目的でなく、治療目的としてのシダーの給付を認めてほしい。○診目以上経過して発情こない場合給付する等、ある程度の制限をつけてでも。                                                                                                           |
|                         | 薬剤の給付対象を拡げてほしい。繁殖障害でシダー、それに伴う処置を給付にしてほしい。                                                                                                                                      |
|                         | 薬価点数の付与。                                                                                                                                                                       |
| メデトミジン（ドルベネ、ドミツール）      | 鎮静薬は現在、キシラジンのみが収載されておりますが、馬に使用する頻度はメデトミジン（ドルベネ、ドミツール）が高く、ブトルファノールとの併用も一般的であります。よって前記2薬品の収載を望みます。                                                                               |
| ジモルホラミン（テラプチク）、ノルアドレナリン | 難産時、子牛の蘇生で、ジモルホラミン（テラプチク）、ノルアドレナリンなどの使用を認めてもらいたい。                                                                                                                              |
| ネオドリンク                  | 幼若期の仔牛における栄養補助にかなりの助けになると思われるため、ネオドリンクを収載してほしい。                                                                                                                                |
| プラスアミノ輸液                | 疾病に陥った患畜のエネルギー消耗は甚だしく、アミノ酸の輸液は絶大な効果があると認識されているため、プラスアミノ輸液（大塚製薬）を収載してほしい。                                                                                                       |
| 副腎皮質ステロイド製剤             | 腸炎特に怒責を伴う症状に対するプレドニ、水性デキサ等の給付拡大。                                                                                                                                               |
| 眼科治療薬                   | 眼科治療薬の掲載がない。                                                                                                                                                                   |
|                         | 眼病において現在眼専用の点眼薬はないが、成書では抗生剤を含む洗浄液での眼洗浄の有効性が示されている。しかし、1回のみでの効果は低いため、同剤の薬治が可能となれば治癒率も向上し、往診による複数回の眼洗浄より経済的である。よって、洗浄液の薬治を給付対象としていただきたい。また、成書では乳房炎軟膏の点眼も有効とされており、この点も考慮していただきたい。 |
|                         | 眼洗浄（使用医薬品の増点）結膜炎、ピンクアイ等の細菌感染に対する点眼用医薬品（抗菌剤等）の増点。耳洗浄は増点可。                                                                                                                       |
|                         | 眼科の外傷性角膜炎などに使用する点眼薬の追加を入れていただきたい。                                                                                                                                              |
|                         | 点眼薬について、動物用のものがない。人の抗生物質入りの軟膏を使っている。人体用のものでもよければ追加して下さい。                                                                                                                       |
| 牛用バイコックス                | コクシジウム病の発症防止薬の「牛用バイコックス」が薬価基準表に収載されていること自体不思議だが、薬価基準表に収載されているにもかかわらず共済診療での使用は給付対象外とのこと。こんな不合理がどうして起きているのでしょうか。以前からこのことを指摘してきましたが今年度版にも収載されています。せめて病傷事故給付基準に何等か説明をすべきだ。         |
| 内部寄生虫駆除剤                | 内部寄生虫の該当薬価点数がない。条虫駆除剤。                                                                                                                                                         |
| フォーベット50                | フォーベット50については、馬には用法通り5回まで、さらに豚では給付回数に制限がない。しかし、牛では給付回数が用法より少ない1回のみとなっているのは理解しがたい。                                                                                              |
| その他                     | 効能・効果の範囲が著しく狭いため、書籍・研究発表等で効能が多く示されているが、使用不可である。病名があるが、使用できる薬品がない。                                                                                                              |
| 薬価基準表の収載単位              | 現規格・単位では子牛使用で多くの場合ロスが発生する。                                                                                                                                                     |
| 製造販売が中止となった医薬品          | 製造中止、販売中止になっている製品については掲載から除外して頂ければ幸いです。薬価については、小規模診療施設での取扱数量、購入費用についても考慮して頂ければ幸いです。                                                                                            |